令和３年度の介護保険料のお知らせ

今回お届けしました「納入通知書（介護保険料額決定通知書）」は、五ヶ瀬町内にお住まいの、６５歳以上の方（第1号被保険者）に、今年度納付していただく介護保険料について、保険料の額や納付方法をお知らせするものです。

介護保険料の納め方は年金の受給額で違います

○　年金が「年額18万円以上」の方　《　特別徴収　》

老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金の定期支払いの際、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。天引きされた保険料は日本年金機構などの年金支払者からまとめて町に納入されます。

老齢福祉年金は、天引きの対象になりません。

また、年金差止や支払額不足等の事由により、特別徴収ができないことがあります。（→普通徴収への切り替えになります。）

	仮　徴　収			本　徴　収		
納入月	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
	4月	6月	8月	10月	12月	2月

※特別徴収（年金からの差し引き）の場合は、
４・６・８月は前年２月分と同じ保険料額を納めますが**（仮徴収）**、
１０・１２・２月は、前年の所得などを元に算出された保険料額から、仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます。**（本徴収）**

○　年金が「年額18万円未満」の方　《　普通徴収　》

①役場や町内の金融機関での納付書による納付、②口座振替による納付のどちらかで納めます。

口座振替は、便利で納め忘れがありません。口座振替を希望される方は別途手続きが必要です。役場福祉課　介護高齢者グループ（８２－１７０２）までお問い合わせください。

※　特別徴収の条件に該当しない方が対象となります。

納入月	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	1月

このように、徴収方法によって回数が異なりますので、年額の介護保険料が同じであっても１回の納入金額は異なります。

●　年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります

＊年度の途中で６５歳になった方
＊年度の途中で転入してきた方
＊年度の途中で所得段階が変更になった方
＊４月１日時点で、特別徴収対象の年金を受給していなかった方　　など

→

特別徴収が始まるまでは、納付書で納めてください。

なお、所得段階の変更により保険料が増額になった場合は、増額分を納付書で納めます。

保険料が変更されるとき

五ヶ瀬町外に転出したときなど、被保険者の資格を喪失した場合は、被保険者であった期間（月単位）に応じて保険料を計算し、変更後の通知書をお送りします。また、保険料算定の基礎となる住民税が変更されたり、生活保護を受け始めるなど、所得段階区分が変更になった場合も、保険料を計算しなおし、改めて変更後の通知書をお送りします。

◆　ご注意していただきたいこと　◆

特別徴収と普通徴収のいずれの納付方法になるのかは、それぞれの条件により法律等によって決まるため、本人の希望で選択することはできません。

みなさんの保険料が五ヶ瀬町の介護を支えています

介護保険の財源は、４０歳以上の方が納める介護保険料と国や県、市町村が負担する公費（税金）でまかなわれています。

そのうち６５歳以上の方が納める保険料は、全体の２３％です。みなさんの保険料が、五ヶ瀬町の介護を支えています。保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

介護保険の財源

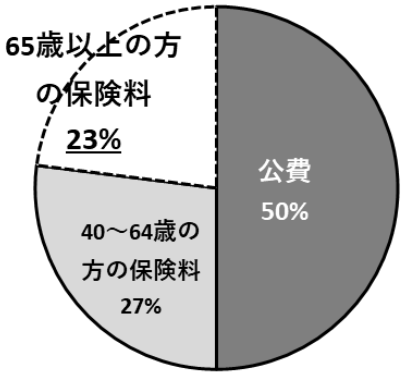

（お問い合わせ先）
五ヶ瀬町役場福祉課　介護高齢者グループ
電話　82－1702